

文教厚生常任委員会調査報告書

1 調査事件

食育の推進と学校給食についての検証（平成 21 年 12 月定例会で報告）

2 調査目的

食育基本法が平成 17 年に制定された。この中で「食育」を『生きるうえでの基本として捉え、知育、徳育、体育の基礎となるもの』『さまざまな体験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる』と位置づけている。

食育推進基本計画策定に向け、本町の食育推進状況を検証すると共に、推進の中核となる「学校給食」について調査を行い、平成 21 年 12 月定例会で報告を行った。

その後、平成 24 年 6 月までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成 24 年 3 月 7 日 (会期中)
平成 24 年 3 月 16 日 (会期中) 保健福祉課からの聞き取り
平成 24 年 3 月 23 日 情報発信課及び教育課からの聞き取り
平成 24 年 4 月 6 日
平成 24 年 4 月 12 日
平成 24 年 4 月 19 日
平成 24 年 5 月 8 日
平成 24 年 5 月 24 日
平成 24 年 5 月 31 日

4 検証結果

(1) 「食育推進基本計画」の策定について

[前回の意見]

ア 国は 22 年度までの策定を指導しているが、町では 19 年度に検討会を開催以降具体的な対策を講じていない。3 課（教育課、保健福祉課、農林課）に関わる計画とはいえ、事務局を担っている教育課が主体となり、速やかに「食育推進計画」を策定すべきである

イ 先進事例では、食育推進計画のほかに、「食育のまちづくり宣言」「食育のまちづくり条例」（高知県南国市）、「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」「食と農のまちづくり条例」（愛媛県今治市）など、食育を前面に打ち出した運動を進めている自治体が多く見受けられる。本町でも参考にすべきである。

[検証の結果]

ア 平成 22 年度に策定済みである。（県内の状況は、平成 23 年 3 月末日現在 19 市町村が策定済みである。）

イ 食育推進計画はすでに策定済みであるが、本町は農業を基幹産業としている町であることから、食に関する条例や宣言についても、食育推進計画の次期計画の策定において検討すべきである。

(2) 21年4月に一部改正された「学校給食法」への対応について

[前回の意見]

ア 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進が可能となり、庄内地域では遊佐町（1名）酒田市（2名）鶴岡市（1名）の配置となっている。県では管理栄養士を栄養教諭に切り替える構想もあり、町でも引き続き配置に向けた要請を行うべきである。

イ 本町の管理栄養士が資格取得したとの情報もあるが、県職員でもあり次年度以降本町勤務が可能となるかは未知数である。

業務に支障がないよう県と十分意思疎通を図るべきである。

ウ 栄養教諭が主体となった授業に取り組めるよう、「食生活改善」「栄養指導」等を盛り込んだ新たなカリキュラムの作成を急ぐべきである。

[検証の結果]

ア・イ 平成23年度より立川小学校に栄養教諭が配属され、共同調理場の献立作成と立川中、立川小、全幼稚園に食育の指導をしている。一方、余目地域には余目第二小、余目中に栄養士が配属され、余目地域の献立作成と余目中、各小学校に食育の指導をしている。

栄養教諭は県職員であり異動等があるため、引き続き配属されるよう県に働きかけるべきである。

ウ 各学校には、食育の全体構想と年間指導計画が作成されている。平成23年度には、児童生徒の食生活習慣に関するアンケート調査を実施している。その結果の一例として、朝ごはんの摂食率は91%で、9%が未摂食であった。また、排便については「毎日はない」と答えたのは51%であった。このような結果を踏まえ「望ましい食習慣の形成」を目指して食育が実施されている。今後も、このアンケート調査を活かし食育への意識の高揚を図っていくべきである。

(3) 町民の健康づくりの向上策について

[前回の意見]

ア 「健康しょうない21計画」を基本とした食生活改善等の各種取り組みが行われており、健康診断の受診率が県平均より高いなど一定の成果が上がっていると評価する。

一方、要精検・要医療の受診率の向上が課題となっている。案内通知の再送付、電話での呼びかけをさらに強めるべきである。

イ 「栄養・食生活」の対策として、食生活改善推進員養成をさらに強化し、集落で指導的役割を果たせるよう、食生活改善推進員協議会との連携を深めるべきである。

[検証の結果]

ア 要精検受診率の向上は、精検受診勧奨通知を平成23年度は未受診者に4回通知を

出しており、電話による勧奨は、今後実施を予定している。疾病の重症化を抑制するために要精検受診率の向上に努めるべきである。

- イ 食生活改善推進員は、平成 23 年度は 79 人、平成 24 年度は 73 人とわずかであるが減少している。町民への周知、理解のためにも食生活改善推進員の養成に力を入れるべきである。

食生活改善推進員協議会は、町民を対象に食生活改善調理講習会、男性のための料理講習会、小学校料理クラブの講師、さわやかふれあいのつどい弁当づくり等の活動をしており、元氣でご長寿日本一の町民運動での料理講習会を通して、町は同協議会との連携を深めている。

(4) 学校給食への地元食材の提供の向上と、地産地消の具体策について

[前回の意見]

- ア 余目地域、立川地域で異なっている食材提供体制・提供価格の改善に向け、教育課、農林課、関係者との合同会議を開催し、「1町2制度」の早期解消に努めるべきである。
- イ 地元食材の活用は地産地消、給食費の軽減にもつながる。生産者の技術向上は不可欠であるが、調理現場でも規格の緩和、郷土料理に親しむなどメニューに工夫を加え、農産物の有効利用を図るべきである。

[検証の結果]

- ア 余目地域と立川地域で異なっていた食材提供体制、提供価格の「1町2制度」は、平成 23 年度より一元化されている。
- イ 野菜の規格は、毎年、地産地消推進協議会で「目揃い会」を実施し、規格の共有化を図っている。また、野菜の購入は、地元産を最優先とし、すべてではないが規格外であっても受け入れを行っている。

平成 22、23 年は、自然災害に見舞われ、全体の野菜の供給率が落ち込んでおり、平成 21 年度 24.9%、平成 22 年度 15.5%、平成 23 年度 15.2%となっている。町では学校給食における野菜の供給率は 30%を目標にしているが、達していない状況である。

このような状況から、引き続き、地場農産物を使ったメニューに工夫を加えるとともに、農林課と生産団体が連携し供給作物を量産できるように取り組むべきである。

(5) 給食費抑制、施設整備の方向など「学校給食」全体の最終判断について

[前回の意見]

- ア 調理施設の現状は保健所から再三指導を受けるなど、早急の改善が求められている。特に学校給食共同調理場（立川地域内）は老朽化とともに衛生面での課題がきわめて大きい。早急に対応すべきである。
- イ 町では 23 年度に新しい給食センターの設計委託を予定しているが、各施設の状況、衛生面から考慮し、計画を繰り上げ直ちに取り組む必要がある。学校の耐震補強工事と併せ、施設改修を最優先課題として捉え、同時進行すべきである。

ウ 新しい共同調理場（給食センター）は、全町を対象とした施設として、将来的に児童・生徒数が減少することも考慮し、適正な規模にすべきである。また、場所についても、衛生面、配送の利便性等考慮し決定すべきである。

エ 幼稚園での給食実施（余目地域）は、新しい共同調理場の開設と同時に行うべきである。

オ 将来的には、自校方式の廃止に伴う学校での体験学習、収穫感謝祭等に支障がないように配慮すべきである。

カ 米飯は現在委託炊飯となっているが、企業により「食味」「衛生面」「保管設備」等で相違が出ている。実態を精査し、直ちに改善を図るべきである。

キ 給食費の抑制と食材の提供体制は密接な関係にある。センター方式での食材一括購入を早期に検討するとともに、地元食材の活用をさらに促進し、給食費抑制に努めるべきである。

[検証の結果]

ア・イ・ウ 平成 23 年度（仮称）「庄内町新学校給食共同調理場」建設整備計画が、議会全員協議会（平成 23 年 7 月 27 日）に提示された。しかし、建設地について、議会や町民から再考を求める意見が出されたことから、町長部局は教育委員会に対し、大規模（ハード）事業計画の見直しを行うため、「庄内町新学校給食共同調理場」の供用開始時期を平成 27 年度以降とすることで指示を出している。教育委員会では、早期に供用開始ができるように町長部局に要望している。

前回の報告でも述べたとおり、保健所からは平成 9 年に文部科学省が制定した「学校給食衛生管理の基準」に適合しない事項が多く、再三の指導を受けている状況にあり、早急に建設すべきである。

エ 余目地域の幼稚園給食は、平成 23 年度から開始しているが、移送等の安全体制に配慮すべきである

オ 体験学習や収穫感謝祭等は、学校によって違いはあるが、家庭科室での調理が可能であるため支障はない。

カ 米飯は、県学校給食会から供給を受けている。学校給食会では、2 社と委託契約しそれぞれの業者が各学校に搬送している。

「庄内町新学校給食共同調理場」建設計画では、炊飯も給食費の抑制や値下げを考慮し共同調理場で行うこととなっているため、「食味」「衛生面」「保管設備」については改善される計画となっている。

キ 食材の一括購入は行われているが、地元産食材（野菜）の供給は減少している。生産体制を強化し供給率の向上を図るべきである。

平成 23 年度より県の補助事業である「学校給食における地産地消促進事業」に取り組み、給食費の抑制に繋げてきた。しかし、当該事業は平成 25 年度で終了となるため、県に補助制度の継続を求めるべきである。

米飯は、立川産・余目産「はえぬき」1 等米を使用しているが、庄内町産「スペシャルコシヒカリ」も使用し、米飯の食味を楽しませるべきである。

文教厚生常任委員会調査報告書

1 調査事件

図書館の整備についての検証（平成23年3月定例会で報告）

2 調査目的

図書館は生涯学習や文化の拠点として広く町民に親しまれ、学習活動の振興と文化の発展に大きく寄与している。図書館の存在はどうか、サービスはどうか、あればよいかなど、そして、新たな図書館建設が検討されていることから整備について調査を行い、平成23年3月定例会で報告を行った。

その後、平成24年6月までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成24年3月7日	(会期中)
平成24年3月16日	(会期中)
平成24年3月23日	
平成24年4月6日	社会教育課からの聞き取り
平成24年4月12日	
平成24年4月19日	
平成24年5月8日	
平成24年5月24日	
平成24年5月31日	

4 検証結果

図書館建設は、大規模（ハード）事業優先順位では、平成23・24年度に着手となっているが、新たな優先順位が決まっていないために、担当課でも具体的に取り組むことができず全く進展していない。町の大規模（ハード）事業の優先順位を早急に再検討し、図書館建設のスケジュールを示すべきである。

(1) 建設のプロセスについて

[前回の意見]

先進事例を参考にすると、早い段階での公募等により、広く内外から優秀な人材を館長として選考登用することで、図書館長としての考え方を建設、運営に取り入れることができる。そして、図書館長を中心とした町民主体のプロジェクトチームを作っていくことが望ましい。

プロジェクトチームは、先進事例の学習会や町民との意見交換をしながら、基本構想（案）を作成する。その後、例えば建設部会・運営部会・電算化部会の3つの部会からなる「図書館設立運営委員会」を設立する。

建設部会は景観、設備、「内藤秀因水彩画記念館」との接続等を検討する。

運営部会は人員配置や新しい図書館の企画等を検討する。電算化部会はパソコン選定、図書館システム、デジタルアーカイブ等を検討する。

「図書館設立運営委員会」は公募型プロポーザルによって設計者を選考し、全体会には設計者を交えて議論を進めていくことで、明確な図書館ビジョンを示していくことができる。あくまでも、町民主体となって建設に向かう必要がある。

(2) 本館、分館のあり方について

[前回の意見]

本館には、司書の有資格者が配属されているが、分館は公民館主事が兼務である。本館の司書は指導や助言をし、利用者の増加に結びつけるサービスを推進する必要がある。

分館については、現況にも示したように狭隘で不便さが目立つために、利用しやすくする必要がある。例えばユニバーサルデザインに改善し、二階にある開架書庫を一階に下ろす工夫等も必要である。

分館は、これまで培ってきた地域の図書館として存続すべきである。

(3) 基本構想と場所について

[前回の意見]

ア 基本構想について

町が示す協働・参画のまちづくりを具現化するには、町民が集い、考え、行動するための場所が必要である。それは会議室でなく、町役場でもなく、現在の図書館こそがふさわしい場所であると考えます。

基本構想をつくるにあたっては、本町にあった特色のある理念を基に、①学びの場②文化継承の場③交流の場④情報発信の場等、地域を活性化する文化の拠点となる図書館像を盛り込むべきである。

イ 場所について

(7) 情報発信や交流の場は、立ち寄り型の性格を持つため、役場や保健センター等の公共施設が隣接し、また、学校が近く日常的に利用する施設の近隣であること。

(4) 少子高齢化社会を考慮し、なるべく多くの町民が集える場所であること。

(9) 現在の図書館は、内藤秀因水彩画記念館と併設になっており、互いに相乗効果を保ちながら運営されている。図書館協議会の調査によれば、平成20年度貸し出し人数で見た内訳は「余目第一学区は26.3%、余目第二学区は20.5%、余目第三学区は20.5%で約67.3%を占め、余目第四学区は11.6%、立川地域は9.9%、町外は11.2%」と詳細なデータを提出している。このことから、図書館に比較的近い地域の人々の利用が多いことがわかる。また、駐車場については、役場に隣接しており共用という形で利用が可能である。敷地は町有財産であるため用地代も不要となり、財政上好ましいと考える。

これらの条件を踏まえ「新図書館」を建設する場所は、現在の位置を候補地とする考えが妥当である。

(4) 規模について

[前回の意見]

図書館の形態は、複合館の場合、子育て支援センターやホール等との複合が考えられる。しかし、子育て支援センターは「アピア」内に設置されており、ホールは「響ホール」に既にある。「文化の森構想」のなかに図書館も位置づけされた経緯もあるが、内藤秀因水彩画記念館との併設を考えると単館が望ましい。

現在の敷地総面積は1,500.05㎡であり、人口規模に照らし合わせると、建物面積としては1,000㎡程度が妥当と考える。図書館建設にあたっては、行政の課を横断した検討・取り組みをすべきである。

(5) サービスと特色について

[前回の意見]

図書館は本を借りるところ、図書館職員は本の貸出し手続きをする人、図書館では本は自分で探すものと考えている人が少なくない。

図書館のサービスについては、色々な角度から内容の見直しが求められている。開館時間は、社会情勢の変化に伴う多様な雇用形態により、拡大・延長が求められる。職員には、図書館資料の利用のためのレファレンスサービスや時事に関する情報及び参考資料の紹介・提供が求められている。図書館業務は専門的であるため職員は有資格者であることが望ましい。図書館は常に人と人との交流の場であり、いこいの場ではなくてはならない。これらの実現のために

ア 図書館司書を専任化し、図書館業務の充実を図るべきである。

イ 図書館運営の中心を担う館長の役割は重要であり、館長は非常勤ではなく常勤にし、全国的な公募等による優秀な館長の登用を考えるべきである。

ウ 図書館運営では、貸出しサービスのみを優先することなく、今後レファレンスサービスを不可欠のサービスと位置づけ、その利用を促進する体制と環境を整備すべきである。

エ 施設は、絵文字、案内板、トイレ等ユニバーサルデザインを取り入れた設計にすべきである。

オ 図書館にはパソコンは必要不可欠であり、インターネット接続端末、貸し出しパソコン等の環境を整備すべきである。

カ おはなしボランティアサークルや図書館職員の読み聞かせ等の事業を行うための専用スペースを確保すべきである。

キ 町民すべての人に役立つ図書館として「行きやすい」「入りやすい」「話しやすい」「使いやすい」を目指し目標にすべきである。また、身体的・距離的・時間的等の理由により、図書館利用が困難な人々を対象にしたサービス、例えばメールサービス、宅配等を検討すべきである。

(6) 財源について

[前回の意見]

図書館建設における国の補助事業は、平成9年度まで社会教育施設の建設には存続

していたが、その後補助事業はなくなった。

そのために、建設にあたっては有利な起債（合併特例債・過疎債）を活用し、更に図書館建設のための基金を創設すべきである。

文教厚生常任委員会調査報告書

1 調査事件

健康増進についての検証（平成23年9月定例会で報告）

2 調査目的

高齢化が進むなか、安全安心に元気で暮らすための健康づくりは重要であり、中高齢者の健康増進を図るために「健康体力づくり対策」及び「疾病予防対策」について調査を行い、平成23年9月定例会で報告を行った。

その後、平成24年6月までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成24年3月7日（会期中）

平成24年3月16日（会期中）保健福祉課からの聞き取り

平成24年3月23日

平成24年4月6日 社会教育課からの聞き取り

平成24年4月12日

平成24年4月19日

平成24年5月8日

平成24年5月24日

平成24年5月31日

4 検証結果

(1) 健康体力づくり対策について

[前回の意見]

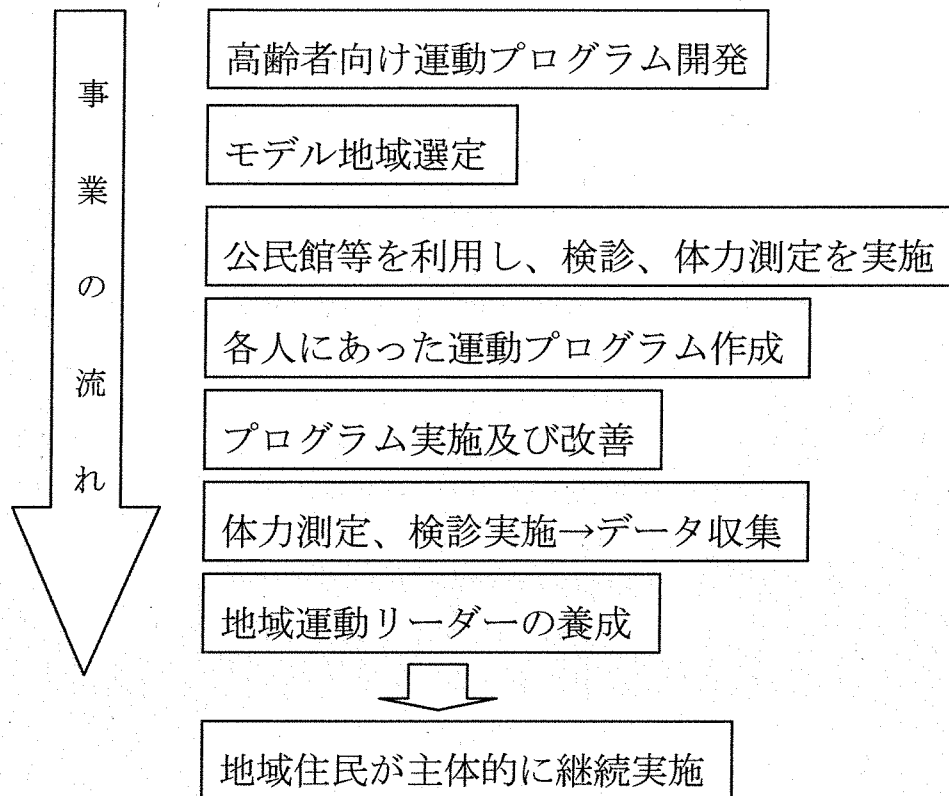
ア モデル集落の設置とリーダーの養成

健康づくりには運動習慣を身につけることが不可欠であるが「健康しようない21計画」によれば、運動不足を感じている人が依然多い。一方、町で実施する健康増進事業の参加者は固定化が進んでいる。このことから、中高齢者の運動習慣の普及・啓発のためには、参加者の拡大と継続性のある事業を行うべきである。その方策として、最初にモデル集落を設置し、専門的立場から保健師と運動指導者が連携して運動プログラムを作成、運動教室を実施する。その際、地域運動リーダーを養成することで、自主的に活動できるように支援すべきである。最終的には、地域運動リーダーを中心に、地域住民が主体的に事業を進められるようにすべきである。

以上の意見を、事業の流れとしてわかりやすく図解すると以下ようになる。

イ 課の連携と他団体との協働

保健福祉課と社会教育課でそれぞれ健康体力づくり事業は展開しているが、情報の共有化を図り、合同事業を実施し、連携を強化することで、町民の健康体力づくりを推進すべきである。また、トレーニングルームの利用者拡大と、アクア庄内、総合型地域スポーツクラブなど他団体との協働を積極的に推進すべきである。



[検証の結果]

ア 健康体力づくり事業は、内容のマンネリ化や参加者が固定化しないように、時代に合った運動内容に変え、参加者の声を取り入れながら内容の充実に努めている。

また、参加者の出席カードをつくり、参加回数により健康グッズを贈るなど健康づくりの楽しみや参加意欲の向上につなげている。更に健診結果説明会時は健康体力づくり事業への参加を推奨し、平成 24 年度は新規に「太極拳」や「森森周辺ウォーキング」の実施を予定しており、参加者の拡大や魅力ある事業づくりに力を入れている。

平成 24 年度のモデル集落事業は、集落から希望を募り、3日間1コースとした健康づくり講座を2箇所で開催予定である。内容としては、総合型地域スポーツクラブ講師指導による運動と保健師・栄養士による健康の話を予定している。

現状では、地域が自主的に活動できる仕組みづくりのための地域運動リーダーの養成に至っていない。

地域運動リーダーの養成は重要な課題であり、スポーツ推進員を活用するなど具体的に進めるべきである。

イ 保健福祉課と社会教育課との情報の共有化と合同事業については、現在のところ実施していない。合同事業については今後の検討課題としているが、改めて情報の共有化を図り合同事業を進めるべきである。

総合体育館のトレーニングルームの平成 23 年度年間利用者数は 15,180 人で、過

去三ヵ年と比較すると減少傾向にあることから、今後も利用者拡大に努めるべきである。

また、保健福祉課では、平成 23 年度は、総合型地域スポーツクラブ（6 回）、アクア庄内（3 回）、庄内町商工会（1 回）に講師などを依頼し、健康体力づくり事業を実施しており、他の団体との協働が図られている。

(2) 疾病予防対策について

[前回の意見]

ア 「出前講座」の計画的実施と食物摂取状況調査の実施

高齢者の疾病状況は、生活習慣病と言われるものが圧倒的に多く、特にがん、心臓病、脳卒中が三大生活習慣病と言われている。要因としては、食事、運動不足、喫煙、飲酒、ストレス、身体の老化などがあげられている。言い換えれば、普段の生活習慣を見直し、改善することで、病気の予防や、軽い症状からの治療が可能であり、早期発見、早期治療につなげることができる。現在実施している、運動、栄養、休養などの重要性を指導している「出前講座」は、要請を受けて行われる受身の事業であるが、年間計画を立てて積極的に呼びかけ実施すべきである。

また、本町における疾病の年齢階層別順位を見ると、50 歳から 74 歳までの 1 位は高血圧性疾患となっており、普段からバランスの取れた食事をとり、塩分と脂分を控えながら偏らない食事ができるように食生活の改善が必要である。具体的には食物摂取状況調査を実施し、その後の食生活の改善と健康づくりのデータとして活用すべきである。

イ 特定健康指導の充実

特定健康診査対象者の受診率は 53.3%であり、その内、約 4 人に 1 人の割合で、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍になっている。その原因は、カロリーオーバーと運動不足とされている。現在、特定保健指導はきめ細かに個別指導を行っているが、さらに効果を高めるために、該当者及び予備軍に対して、出前講座、食生活改善講座や健康ウォーキング等に積極的に参加を呼びかけ、本人の意識改革と生活習慣改善のきっかけづくりを強化すべきである。

ウ がん検診要精検者に対する個別指導の実施

「山形県がん対策推進計画」重点課題アクションプランの受診率の目標値で、本町が達成しているのは、平成 22 年度では子宮がん検診と肺がん検診である。胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診は達成していないため、更なる検診の普及啓発や未受診者への受診勧奨の強化を図るべきである。

また、がん検診での要精検者の受診率向上を図ることは、がん発見者数の増加につながるため、がん検診対象者の受診率の向上と要精検者全員の受診を推奨すべきである。具体的には各世帯に出向いての指導を行うなど、なお一層の受診率の向上を図るべきである。また、未受診者への対策として、検診結果報告会でがん予防のための講和を行っており、これ以上増やさないための対策にも力を入れている。

エ 予防接種事業の周知徹底

高齢者インフルエンザ予防ワクチン接種率は 62.4%と向上しているが、更なる普

及向上を図るべきである。また、高齢者肺炎球菌予防接種率は 2.2%とかなり低いことから、この予防接種事業の意義を再度周知し普及向上を図るべきである。

[検証の結果]

ア 「いきいき元気健康講座」として、年 2 回行政区長に通知し、希望する老人クラブ・サロンなどに保健師及び栄養士が出向いて講座を開催している。

「出前講座」は、年間計画を立てていない状況である。地域へ働きかけを行い計画的に実施すべきである。

平成 24 年度には、平成 23 年度に実施した県民健康・栄養調査データを活用して、食生活改善事業や健康づくり事業を実施予定である。また、健康教室での家庭のみそ汁塩分測定の実施は身近な調査であり、今後も継続し実施していく予定である。なお、みそ汁の塩分測定結果については、平均濃度 0.8%（標準値 0.8%～1.0%）であった。疾病の 1 位である高血圧性疾患を予防するためにも、食物摂取状況調査については、本町独自で状況調査を実施すべきである。

イ メタボリックシンドローム該当者への特定保健指導は、人間ドッグ受診者に対して、各健診機関に委託して実施している。集団検診受診者に対しては、町保健師や栄養士が健診結果説明会で、1 回目の保健指導を実施し、職員一人当たり年間約 15 人を担当し、6 ヶ月間手紙・電話・訪問などにより指導している。訪問指導の新設や、医療受診が必要な方に対しては受診するまで電話での指導回数を増やすなど強化が図られており、今後の効果を期待したい。

ウ 平日に受診できない方を対象に、早朝や土・日曜日に受診できる「1 時間で終わるがん検診・人間ドッグ」や「女性のためのがん検診」を 22 年度に引き続き実施している。

がん検診の受診率向上のために、がん検診無料啓発用「のぼり旗」「公用車・地域バス用ステッカー」「啓発用グッズ」を作成し啓発を図っている。

がん検診要精検者に対しては、精検受診勧奨通知を平成 23 年度は 4 回送付した。平成 22 年度は 3 回であり、通知回数を増やしたことで受診につながるケースもみられた。また、電話による勧奨も行っており、今後の結果に期待したい。

エ 平成 23 年度高齢者インフルエンザ予防接種率は、62.5%となっている。重症化予防と個人防衛の観点から、個別通知と併せて広報、集落での健康教室などを実施し強化を図っている。

平成 23 年度高齢者肺炎球菌予防接種の接種者数は 262 人（4.4%）であり、平成 22 年度の 137 人（2.2%）よりほぼ倍増している。広報や後期高齢者医療証送付時にチラシを同封したり、集落での健康教室などで周知を図っている。

平成 24 年度は、接種医療機関を町内医療機関から酒田地区医療機関に拡大し、接種率の向上に努めている。